



令和8年8月版

婚姻

＜届出に必要なもの＞

◇婚姻届出用紙

- ・ご結婚されるお二人の署名
- ・証人（成年二人）の署名

◇窓口に来られる方の本人確認書類
（マイナンバーカード、運転免許証、
パスポート等）

※注意事項

- ・戸籍届出はいつでも可能です。土日祝日及び平日の開庁時間外は時間外窓口（庁舎北側）にて受け付けます。
- ・戸籍届出の受理後は閲覧やコピーはできません。コピーが必要な場合は事前にご用意ください。
- ・住所の異動は平日の開庁時間のみの受け付けとなりますので予めご了承ください。

問い合わせ

大野市役所

福井県大野市天神町 1-1

TEL:0779-66-1111(代表)

区分	対象	手続き	必要なもの・備考	該当	受付済	受付窓口 (担当課)
住民票・戸籍・マイナンバー	新しい姓または本籍地の記載のある住民票が必要な方	住民票の交付請求	☐ 本人確認書類	☐	☐	市民生活・統計課 ■本庁 ③番窓口 64-4810
	新しい姓または本籍地の記載のある戸籍謄本（抄本）が必要な方	戸籍の交付請求	☐ 本人確認書類 （婚姻届を提出してから新しい戸籍が編製されるまで、1 週間程度必要）	☐	☐	
	住所が変わる方	住所変更の届出 （転入・転出・転居）	☐ 本人確認書類 ☐ （転入の場合）転出証明書 ☐ （お持ちの方は）マイナンバーカード （婚姻届を提出しても住所は変更されないため、別途住所変更の手続きが必要です）	☐	☐	
	姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	印鑑登録証の返納	☐ 印鑑登録証 （婚姻届を提出すると自動的に廃印。変更後の姓で印鑑登録をしたい場合は、再度印鑑登録申請が必要）	☐	☐	
	マイナンバーカードをお持ちの方で、姓が変わる方	マイナンバーカードの氏名変更	☐ マイナンバーカード ☐ マイナンバーカードの暗証番号	☐	☐	
	お子様の戸籍についてのご相談	入籍届 養子縁組届 等	※担当課に問い合わせてください	☐	☐	
保険	国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方で姓が変わる方	—	手続きの必要はありません	☐	☐	配偶者の勤務先
	配偶者の勤務先の健康保険の扶養に加入する方	国民健康保険喪失の届出	☐ 本人確認書類 ☐ 新規加入した健康保険の被保険者証または資格情報通知など	☐	☐	
		社会保険または共済保険等の加入手続き	配偶者の勤務先に問い合わせてください	☐	☐	

☐ 欄にチェック ☒ を入れてご使用ください

区分	対象	手続き	必要なもの・備考	該当	受付済	受付窓口 (担当課)
障がい	姓が変わる方で障害者手帳をお持ちの方	手帳の氏名変更	☐ 障害者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神保健福祉手帳 のうちお持ちの手帳 ☐ マイナンバーを確認できる書類	☐	☐	福祉課 ◆結とぴあ ①番窓口 64-5142

☐ 欄にチェック ☒ を入れてご使用ください

結婚生活を応援します！

大野市では、新規に婚姻した世帯やこれから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯に対して補助を行っています。

なお、事業の詳細や必要な手続き等については下記の担当課までお問い合わせください。

結 婚 新 生 活 支 援 事 業

事業概要	これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用の補助を行います
補助対象者	次の①～④の要件を全て満たす世帯 ①要綱に定める期間に入籍した世帯 ②夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 ③夫婦ともに大野市に住民登録を有し、居住している世帯 ④市税に滞納がない世帯
補助対象費用	要綱に定める期間に支払った次の経費 ・新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料 ・引越業者や運送業者に支払った引越費用
補助金額	夫婦ともに29歳以下の世帯は1世帯あたり上限60万円 それ以外の世帯は上限30万円 ※ただし、夫婦の合計所得が500万円以上の場合は上記の半額

早 婚 夫 婦 支 援 事 業

事業概要	新規に婚姻した世帯を対象に、結婚生活のスタートアップのための支援金を給付します
対象者	次の①～⑤の要件を全て満たす方 ①要綱に定める期間に婚姻した夫婦 ②夫婦の所得の合計が500万円未満 ③夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ両方またはいずれかの年齢が29歳以下の世帯 ④夫婦ともに大野市に住民登録を有し、居住している世帯 ⑤夫婦ともに市税に滞納がない世帯
支給金額	夫婦のいずれか又は夫婦ともに25歳以下の世帯は1世帯あたり40万円 夫婦のいずれか又は夫婦ともに26歳～29歳の世帯は1世帯あたり30万円

担当課：大野市教育委員会 こども支援課（0779-64-5140） 結とぴあ ①番窓口